

令和4年3月1日

令和4年第1回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	1
〃	2	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	1
〃	3	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	2
〃	4	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件	3
〃	5	処分報告（令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第15号）の件	7
議案	1	貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12
〃	2	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	12
〃	3	不動産を処分する件	13
〃	4	市立木島認定こども園耐震補強改修及び増改築工事に伴う建築工事の工事請負契約を締結する件	14
〃	5	債権の放棄について議決を求める件	14
〃	6	市道の路線を認定し、廃止し、及び変更する件	15
〃	7	貝塚市副市長の選任について同意を求める件	16
〃	8	令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第16号）の件	17
〃	9	貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件	24
〃	10	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	11	貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	12	貝塚市がん対策推進条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	13	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	30

議案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	14	貝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	30
〃	15	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	16	貝塚市立学校施設使用条例制定の件	32
〃	17	貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件	34
〃	18	令和4年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	19	令和4年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	20	令和4年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	21	令和4年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	22	令和4年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃
〃	23	令和4年度貝塚市水道事業会計予算の件	〃
〃	24	令和4年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	25	令和4年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 1 号

請願の処理経過及び結果報告の件

請願の処理経過及び結果報告の件を次のとおり報告する。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市議会から送付された請願の処理要領

令和4年2月1日現在

件 名	久保町 J R 阪和線高架下に関する請願
請 願 者 氏 名	貝塚市久保 [REDACTED] 久保町会 代表 [REDACTED] 外 14 名
紹 介 議 員 氏 名	阪口芳弘 中山敏教 竹下義之 食野雅由 簀内留治 川岸貞利
受 理 年 月 日	平成 25 年 6 月 17 日
主 管 課	都市整備部道路公園課
処 理 要 領	久保町 J R 阪和線高架下につきましては、当該高架下市道の交通量調査を実施し J R 西日本と安全対策について協議を行っているところであり、今後軌道下の改修に向け、地元町会、貝塚警察署及び J R 西日本との調整・協議を進めてまいります。

報告第 2 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和3年11月11日、本市三ツ松の駐車場付近において、自動車運転業務を委託された者が運転する公用のマイクロバスが、駐車場から車道に入ろうと右折した際、車両の左前方部分が住宅前に設置された手すりと接触し、その一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 60,830円

2 損害賠償の相手 [REDACTED]

令和3年12月3日処分

貝塚市長 藤 原 龍 男

報告第 4 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件
次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,749,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月20日 処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		8,496,323	680,320	9,176,643
	2. 国庫補助金	2,082,956	680,320	2,763,276
歳 入 合 計		41,069,354	680,320	41,749,674

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		17,879,417	680,320	18,559,737
	2. 児童福祉費	7,776,561	680,320	8,456,881
歳 出	合 計	41,069,354	680,320	41,749,674

報告第 5 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第15号））の件
次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第15号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第15号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,858,307千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,607,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年12月27日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		9,176,643	1,858,307	11,034,950
	2. 国庫補助金	2,763,276	1,858,307	4,621,583
歳入合計		41,749,674	1,858,307	43,607,981

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,858,610	3,241	7,861,851
	1. 総務管理費	7,077,218	3,241	7,080,459
3. 民生費		18,559,737	1,855,066	20,414,803
	1. 社会福祉費	6,903,007	1,855,066	8,758,073
歳 出	合 計	41,749,674	1,858,307	43,607,981

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金事業	1,855,066

議案第 1 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和51年貝塚市条例第21号)の一部を次のように改正する

。第13条第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年貝塚市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に1条を加える改正規定のうち第20条の3第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を、「得た額」の次に「(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額」を加え、同条第2項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「これらの規定」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「第15条の6の8」との次に「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」とを加え、「第15条」を「第15条第3項」に、「第15条の6の5」を「第15条の6の5第3項」に改め、同条第4項中「第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)」を「第1号に掲げる額から第2号に掲げる額」に改め、「に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)

第20条の2の次に1条を加える改正規定のうち第20条の3第5項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「これらの規定」を「同条第3項」に改め、同条第6項中「、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と」を削り、「第15条」を「第15条第3項」に、「第15条の6の5」を「第15条の6の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

不動産を処分する件

次のとおり、不動産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 所在地及び地目 | 貝塚市東山六丁目4番1号 雑種地 |
| 2 処 分 面 積 | 5,221平方メートル(実測面積) |
| 3 処分子定金額 | 376,200,000円 |
| 4 処 分 の 相 手 | 岸和田市土生町702番地の1
東岸和田総合開発株式会社
代表取締役 六尾 由里子 |

議案第 4 号

市立木島認定こども園耐震補強改修及び増改築工事に伴う建築工事の工事請負契約を締結する件

市立木島認定こども園耐震補強改修及び増改築工事に伴う建築工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 契約の目的 市立木島認定こども園耐震補強改修及び増改築工事に伴う建築工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 264,000,000円
- 4 契約の相手 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社安部工務店
代表取締役 安部 寿一

議案第 5 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 放棄する債権の内容
 - ・水道料金 390件 1,428,604円
 - ・市立貝塚病院診療費個人負担分 29件 700,470円
- 2 放棄の理由 貝塚市債権管理条例第15条の規定による。

議案第 6 号

市道の路線を認定し、廃止し、及び変更する件

道路法第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、廃止し、及び変更するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 路線の認定

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
せんごくの杜 1 号線	名越 1087-6 番地先から 地蔵堂 447 番地先まで	名越
東 12 号線	堀 736 番地 1 先から 東 82 番地 8 先まで	東

2 路線の廃止

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
せんごくの杜線	名越 1087-6 番地先から 地蔵堂 447 番地先まで	名越

3 路線の変更

路 線 名	起 終 点	重要な経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
せんごくの杜 2 号線	変更前 名越 1184 番地先から 橋本 1164 番地先まで	名越 橋本	359.90	7.50
	変更後 名越 1184 番地先から 橋本 1164 番地先まで	名越 橋本	360.11	最小 7.50 最大 21.50
千石荘線	変更前 名越 1117 番地先から 三ツ松 2384 番地先まで	名越 三ツ松	457.76	最小 3.15 最大 6.85
	変更後 名越 1117 番地先から 三ツ松 2384 番地先まで	名越 三ツ松	489.76	最小 3.45 最大 8.25

議案第 7 号

貝塚市副市長の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所	大阪府貝塚市海塚 [REDACTED]
氏 名	河 野 雅 子
生年月日	[REDACTED]

議案第 8 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 16 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 8, 8 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 0 4 6, 8 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		11,034,950	43,850	11,078,800
	1. 国庫負担金	6,391,688	40,000	6,431,688
	2. 国庫補助金	4,621,583	3,850	4,625,433
16. 財産収入		39,175	376,200	415,375
	2. 財産売払収入	13,435	376,200	389,635
17. 寄附金		705,675	1,980	707,655
	1. 寄附金	705,675	1,980	707,655
18. 繰入金		2,150,498	△105,385	2,045,113
	1. 基金繰入金	2,145,710	△105,385	2,040,325
21. 市債		6,636,700	122,200	6,758,900
	1. 市債	6,636,700	122,200	6,758,900
歳 入 合 計		43,607,981	438,845	44,046,826

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,861,851	34,956	7,896,807
	1. 総務管理費	7,080,459	61,368	7,141,827
	2. 徴税费	322,339	△30,262	292,077
	3. 戸籍住民基本台帳費	253,357	3,850	257,207
3. 民生費		20,414,803	△29,070	20,385,733
	1. 社会福祉費	8,758,073	930	8,759,003
	2. 児童福祉費	8,456,881	△30,000	8,426,881
4. 衛生費		4,038,906	40,050	4,078,956
	1. 保健衛生費	1,462,263	40,000	1,502,263
	3. 病院費	980,482	50	980,532
11. 公債費		2,509,062	16,709	2,525,771
	1. 公債費	2,509,062	16,709	2,525,771
12. 諸支出金		4,861	376,200	381,061
	1. 公共施設等整備基金	4,789	376,200	380,989
歳 出	合 計	43,607,981	438,845	44,046,826

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	3,850
3. 民生費	2. 児童福祉費	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	5,400
3. 民生費	2. 児童福祉費	すくすく子ども館施設等整備事業	5,178
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路新設改良事業（市内一円）	7,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	東貝塚駅前広場アクセス道路等整備事業	30,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁新設改良事業	26,000
8. 土木費	3. 河川費	河川維持補修事業	4,000

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 都市計画費	バリアフリー化整備推進事業（JR東貝塚駅）	160,840
8. 土木費	5. 都市計画費	災害対策事業（排水路維持管理事業）	588
8. 土木費	6. 住宅費	市営住宅官民連携事業	140,000
9. 消防費	1. 消防費	移動系防災行政無線更新事業	22,913
10. 教育費	3. 中学校費	中学校屋内運動場空調設備設置及び照明LED化事業	1,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
マイナポイント申請等支援業務	令和3年度～令和4年度	14,034千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前					補正後					備考			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			起債の方法	利率	償還の方法					
				借入先	償還期限	据置期間			償還方法	借入先		償還期限	据置期間	償還方法
せんごくの社 整備事業	千円 83,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	年以内	年以内	年以内	同左	同左	年以内	年以内	年以内	同左	同左	
				30	5	5			同左	同左	同左			
学校施設整備事業	731,600			25	3	その他			同左	同左	同左			
社会体育施設 整備事業	52,900			20	3				同左	同左	同左			
減取補填債														
特別減取対策債														
起債合計	6,636,700													
	千円 105,900								同左	同左	年以内		同左	
	734,000								同左	同左	同左			
	53,900								同左	同左	同左			
	11,300										20	3		
	84,600										30	5		

議案第 9 号

貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件

貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、市長その他の執行機関及び議会の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する大阪府の条例及び大阪府の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受け

る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1

項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度1回公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年5月6日から施行する。

(貝塚市行政手続条例の一部改正)

2 貝塚市行政手続条例（平成8年貝塚市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第 10 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 法第35条の 6 第 1 項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査の部中「110,000円」を「98,000円」に、同表法第37条の 2 第 1 項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査の部中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 9 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第22条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条第2項中「貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年貝塚市規則第7号）第10条第1項第21号の規定により与えられる」を「勤務時間条例第14条に規定する」に改め、同条第3項中「介護する」を「介護をする」に改める。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

貝塚市がん対策推進条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市がん対策推進条例の一部を改正する条例

貝塚市がん対策推進条例（平成30年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「婚姻した」を「成年に達した」に改め、「当該対象者」の次に「又はその保護者」を加え、同条第 2 項第 3 号中「対象者の」を「その」に改める。

第 11 条第 1 項中「受給者の保護者は、受給者又は受給者の」を「成年に達した受給者又は受給者の保護者は、当該受給者又はその」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に婚姻をした 18 歳未満の者に係る改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 14 号

貝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

貝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年貝塚市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、この条例による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第15号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

第1条 貝塚市立幼保連携型認定こども園条例(平成28年貝塚市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の表貝塚市立木島認定こども園の項中「貝塚市三ツ松2920番地」を「貝塚市三ツ松1025番地1」に改める。

第2条 貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表貝塚市立木島認定こども園の項中「貝塚市三ツ松1025番地1」を「貝塚市三ツ松2920番地」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 16 号

貝塚市立学校施設使用条例制定の件

貝塚市立学校施設使用条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立学校施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき貝塚市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のために使用させる場合における使用手続及び使用料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象施設)

第2条 使用の対象となる学校施設は、運動場、体育館その他貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校教育上支障がないと認める施設とする。

(使用者の範囲)

第3条 学校施設を使用することができる者は、市内に居住する者を構成員に含む団体とする。

(使用の許可)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とした使用であると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 学校施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が使用するとき。
- (5) 学校施設の管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他教育委員会が適当でないとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 学校施設の使用料は、無料とする。ただし、体育館の空調設備を使用した場合の使用料は、30分につき500円とする。

2 前項ただし書の使用料を計算する場合において、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状の回復)

第10条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき、又は第6条の規定により使用の許可が取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会は、使用者に代わって執行することができる。この場合において、その要した経費は、使用者が負担するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、学校施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例

第 1 条 貝塚市立幼稚園条例（昭和30年貝塚市条例第296号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表貝塚市立木島西幼稚園の項中「貝塚市三ツ松1025番地 1」を「貝塚市三ツ松1048番地」に改める。

第 2 条 貝塚市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表貝塚市立木島西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する

。